

平成20年(ネ受)第753号

申立人 マリック ベルカンヌ 外21名

相手方 石原慎太郎 外1名



上告受理申立て理由書

平成20年11月20日

最高裁判所 御中

申立人ら訴訟代理人

弁護士 酒 井



同 金 塚 彩



同 新 谷



同 永 尾 廣



1 原審は、次のとおり事実関係を確定した。

(1) 本件第1ないし第4発言について

相手方（被控訴人）石原は、次のとおり、本件第1ないし第4発言を含む
一審判決書別紙6（発言目録1）ないし9（発言目録4）記載の発言をした。

ア 相手方（被控訴人）石原は、平成16年10月19日の「ザ・トウキョウ
・ユ・ユー・クラブ」の創立総会において、本件第1ないし第3発言を含む
同別紙8（発言目録3）記載の発言をした。

イ 相手方（被控訴人）石原は、平成15年12月24日の記者会見において、
本件第4発言第1文を含む同別紙6（発言目録1）記載の発言をした。

ウ 相手方（被控訴人）石原は、平成16年3月2日の東京都議会第1回定期例会において、本件第4発言第2文を含む同別紙7（発言目録2）記載の発言をした。

エ 相手方（被控訴人）石原は、平成17年7月15日の記者会見において、本件第4発言第3文及び同第4文を含む同別紙9（発言目録4）記載の発言をした。

(2) 受講者数について

証拠（甲15、38の1・2）によれば、都立大学人文学部では、学生は2年生進学時に専攻課程を選択することとされているところ、仏文学専攻課程における教員数、在学生数をみると、平成14年度は教員数12名、昼間部の在学生数19名、うち2年生が4名（転部等の編入者2名を含む。）、夜間部の在学生数13名、他に大学院在学者数26名、平成15年度は教員数11名、昼間部の在学生数17名、うち2年生が0名（ただし、編入者がいる。）、夜間部の在学生数12名、他に大学院在学者数22名、平成16年度は教員数9名、昼間部の在学生数11名、うち2年生が2名（転部の編入者1名を含む。）、夜間部の在学生数13名、他に大学院在学者数20名であったことが認められる。

2 原審は、上記の事実関係の下で、次のとおり判断し、申立人らの請求を棄却すべきものとした。

(1)ア 本件第2発言後半部分は、一般人の普通の注意と聴き方とを基準とすれば、都立大学にはフランス語教員が8人いるにもかかわらず、同教員らの講座には受講者が1人もいないとの事実の摘示又は事実を前提とした意見の表明であるといえる。

イ 都立大学人文学部の仏文学専攻課程の昼間部において、2年生の専攻希望者は、被告（被控訴人）石原が本件第1ないし第3発言をした平成16年10月の前年度では、編入者を除けば皆無であり、その前後の年度でも

極めて少数であったのであり（編入者を加えても2名ないし4名にすぎない。），専攻者の数をみる限り，教員数との不均衡があったことは明らかである。そうすると，本件第2発言後半部分をみても，「受講者」との用語に正確性を欠き，人数についても正確な数を述べているわけではないとはいえる，仏文学専攻課程の昼間部の受講希望者が極めて少ないと（特に平成15年度においては，1名の編入者を除けば希望者がいなかつたこと），そして，教員数との間に不均衡があることについて，発言の前提事実の重要な部分に誤りはないといって差し支えない。

ウ(7) 本件第2発言後半部分（「フランス語の先生は8人いるけど受講者が1人もいない。」）は，それが直ちに申立人（控訴人）西川直子及び同菅野賢治の社会的評価に結びつくものではない。

(イ) 本件第2発言前半部分（「こういうものに反対した連中っていうのは，もう本当にリタイアリングな保守的っていうか退廃的な人たちばかりで。」）は，首都大学東京の設立構想に反対する者に対する消極的または否定的な評価を強調する意味で用いられており，その表現は反対者に対する批判としていささか過剰ともいえる。その紛争に知識・関心のある者には，この発言がいかなる範囲の者に対してされたものであるかは認識できたとしても，同紛争の一方当事者の他方当事者に対する批判として受け止められる性質のものであり，その内容は具体性を欠き，対立する意見を表明する者が相手方を批判する上で許容される範囲を逸脱するものとまではいえず，申立人（控訴人）らの社会的評価を低下させることにはならない。

(ウ) 本件第1発言後半部分（「そういうものにしがみついている手合いが結局反対のための反対をして。」「笑止千万な。」）は，その内容が具体性を欠く上，言葉使いとしてやや辛辣な嫌いがあるとはいえ，批判的言辞として特に度を超した表現方法であるとまではいうことはできず，申立

人（控訴人）西川直子及び同菅野賢治を含む控訴人らの社会的評価を低下させるものということはできない。

(イ) 本件第3発言（「そういうものにしがみついている手合いが結局反対のための反対をして。」「笑止千万な反逆にもならない反逆で。」）は、その内容が具体性を欠くものであって、言葉使いとしてやや辛辣な嫌いがあるとはいえ、批判的言辞として特に度を超した表現方法であるとまではいうことはできず、申立人（控訴人）西川直子及び同菅野賢治を含む控訴人らの社会的評価を低下させるものということはできない。

エ したがって、本件第1発言後半部分ないし本件第3発言は、申立人（控訴人）らの名譽を毀損するものとはいえない。

3 しかしながら、原審の上記判断は是認することができないというべきである。

その理由は、次のとおりである。

(1)ア 新聞記事等の報道の内容が人の社会的評価を低下させるか否か、テレビジョン放送をされた報道番組の内容が人の社会的評価を低下させるか否かについては、一般の読者ないし視聴者の普通の注意と読み方ないし視聴の仕方とを基準として判断すべきものであるところ（最高裁昭和29年(判)第634号同31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁、最高裁平成14年(受)第846号同15年10月16日第一小法廷判決・民集57巻9号1075頁参照）、新聞等のマスコミやホームページにより報道ないし公表された記者会見ないし会合等における発言の内容が人の社会的評価を低下させるか否かについても、一般の読者、視聴者ないしアクセス者の普通の注意と読み方ないし視聴の仕方とを基準として判断すべきである。

そして、テレビジョン放送をされた報道番組によって摘示された事実がどのようなものであるかという点については、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断すべきものであるところ（前掲最高裁平

成15年10月16日第一小法廷判決参照), マスコミやホームページにより報道ないし公表された発言によって掲示された事実がどのようなものであるかという点についても, 一般の読者, 視聴者ないしアクセス者の普通の注意と理解の仕方とを基準として判断すべきである。

また, ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあっては, その行為が公共の利害に関する事実に係り, かつ, その目的が専ら公益を図ることにあった場合に, 上記意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときには, 人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り, 上記行為は違法性を欠くものというべきである (最高裁昭和55年第1188号同62年4月24日第二小法廷判決・民集41巻3号490頁, 最高裁昭和60年(オ)第1274号平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2252頁参照)。そして, 仮に上記意見ないし論評の前提としている事実が真実であることの証明がないときにも, 行為者において右事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば, その故意又は過失は否定されると解するのが相当である (最高裁判所平成6年(オ)第978号同9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁)。

イ このような見地に立って, 本件をみると, 前記の事実関係によれば, 次のことが明らかである。

(7) 本件第2発言後半部分がなされた当時, これを新聞報道で読みまたはホームページでアクセスした一般人は, 必ずしも本件第4発言第1文及び第2文の存在及び内容を知っていたということはできない。

(4) 本件第4発言第1文は「専攻科」, 同第2文は「1年生から2年生への専攻決定時に」との限定を付しているものの, これらの発言とは日時場所を異にしてなされた本件第2発言後半部分及び本件第4発言第3文は, いずれもかかる限定をまったく付けることなく, 「フランス語の先

生は8人いるけど受講者が1人もいない。」、「10人近いフランス語の先生がいるんだけど、フランス語を受講している学生が1人もいなかった。」と述べるものである。

また、本件第2発言後半部分及び本件第4発言第3文は、単純に、「受講者」ないし「受講している学生」という文言を用いており、新規の受講希望者ないし新入の受講者の人数について表現しているものと理解することができない。

(イ) 本件第2発言後半部分及び本件第4発言第3文はもとより、本件第4発言第1文及び同第2文においても、受講者にいくつかの類型があること、その中には大学院の受講者、夜間部の受講者、教養課程の受講者及び専門課程の3年生ないし4年生の受講者という類型があること、これら受講者が少なからず存在すること等について、まったく言及していない。

(エ) 本件第2発言後半部分を閲読しあるいはこれにアクセスした一般人は、同発言部分において算定されている人数が「仏文学専攻課程の昼間部の2年生の受講希望者ないし在学生」の数に限ってのことであると考えたり、あるいは、いくつかの類型の受講者のうち最も重要な受講生が「仏文学専攻課程の昼間部の2年生の在学生」であると考えたりはしないのが通常である。そして、このことは、首都大学東京の設立に関する紛争に知識・関心のある者にあっても、必ずしも都立大学の学部構成や講座の種類について知識・関心があるとはいえないから、同様である。

要するに、一般人の普通の注意と理解の仕方とを基準にすると、本件第2発言後半部分が、大学院の受講者、夜間部の受講者、教養課程の受講者及び専門課程の3年生ないし4年生の受講者のいずれをも除外した上での発言であると理解することはできないというべきである。

ウ これらの諸点にかんがみると、本件第2発言後半部分は、都立大学に8

人いるフランス語教員の講座は全般的に受講者がゼロの状態にあるとの事実を摘示するものというべきであり（以下この摘示された事実を「本件摘示事実」という。），その重要な部分は，8人の教員の講座のすべてについて全般的に受講者がゼロであるとの事実であるとみるべきである。

そして，本件第1発言後半部分ないし本件第3発言は，本件摘示事実を基礎としての意見ないし論評の表明であるとみるべきである。

- (2) 次に，本件摘示事実の重要な部分について，それが真実であることの証明があつたか否かについてみると，原判決が「『受講者』との用語に正確さを欠き，人数についても正確な数を述べているわけではない」と判示するところにも示されているとおり，本件摘示事実の重要な部分については，それが真実であるとの証明があるとはいえないことが明らかである。

以上のとおり，原審の確定した前記の事実関係の下において，本件摘示事実の重要な部分につき，それが真実であることの証明があるとはいえない。

- (3) そうすると，原審が，以上述べたとこと異なる見解に立って，本件摘示事実の重要な部分につき，真実であることの証明があるものとして，名誉毀損の違法性を看過した判断には，判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

原審は，本件第2発言後半部分によって摘示された事実がどのようなものであるかについて，さらに，摘示事実中のどの部分が重要な部分であるかについて，明確に判断することを回避しており，その結果，真実であることの証明の対象となるべき事実が何であるかをあいまいなままにしている。その一方で，原審は，本件第2発言後半部分について，特に証拠に基づくこともなく，相手方石原のためにその真意を忖度するかのごとき解釈を加えて，相手方石原の有利に善解をしている。すなわち，原審は，真実であることの証明がなされ易いように敢えてハードルを下げ，相手方石原に有利となるよう意図的な配慮をしているのである。

しかし、すでに指摘したとおり、原審が判断すべきことは、発言当時において一般の読者、視聴者ないしアクセス者がどのように理解したかとの点にあり、裁判所自らが事後的に、発言者の真意を忖度したり発言者の利益のために善解を施すことではない。かかる原審の判断手法は、先に引用した最高裁の判例に明確に違反するものである。

(4)ア 前述のとおり、新聞等のマスコミやホームページにより報道ないし公表された記者会見ないし会合等における発言の内容が人の社会的評価を低下させるか否かについては、一般の読者、視聴者ないしアクセス者の普通の注意と読み方ないし理解の仕方とを基準として判断すべきである。また、名誉毀損の不法行為は、問題とされる表現が、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させるものであれば、これが事実を摘示するものであるか、又は意見ないし論評を表明するものであるかを問わず、成立し得るものである（前掲最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決）。

イ このような見地に立って、本件をみると、前記の事実関係によれば、次のことが明らかである。

(ア) 本件第2発言前半部分（「こういうものに反対した連中っていうのは、もう本当にリタイアリングな保守的っていうか退廃的な人たちばかりで。」）、本件第1発言後半部分（「そういうものにしがみついている手合いが結局反対のための反対をして。」「笑止千万な。」）及び本件第3発言（「そういうものにしがみついている手合いが結局反対のための反対をして。」「笑止千万な反逆にもならない反逆で。」）は、一般人の普通の注意と理解の仕方とを基準にするならば、被摘示者の社会的評価を低下させるものであることが明らかである（東京高裁平成18年10月18日判決・判時1946号48頁及び東京地裁平成18年1月18日判決・判時1946号55頁が、「社長のイスにしがみついた」との表現は、

社長を続けることが不当であるとの批判的な評価を含むものであり、その評価は被掲示者の社会的評価を低下させるものである旨判示していること等を参照されたい。)。

(イ) 本件第2発言後半部分による、都立大学に8人いるフランス語教員の講座は全般的に受講者がゼロの状態にあるとの事実(本件掲示事実)は、それだけに着目すれば、当該講座の状態を指しているにすぎず、当該講座の教員の「能力等個性」のことを直接指してはいないようにも見える。

しかし、大学の講座は、一定の設置目的と運営計画とを基に人為的に設置・運営されるものであり、その意味で自然の現象や當為とは本質的に異なる。大学の講座に受講者が1人もいないという状態が、設営者側の人的要因と関係なしに自然に生じることはない。例えば、裁判員裁判について言えば、裁判員裁判に裁判員が1人もいないという状態は、当該裁判の設営者の能力や責任と無関係に、自然的に生じるものではない。したがって、その旨の掲示事実は、当該設営者の能力や責任と切り離して受け止められることはなく、必然的に、そのような設営者の能力や責任についての否定的評価を含意している。これと同様の意味で、大学の講座に受講者が1人もいないという状態は、当該講座の設営関係者の能力や責任と切り離して評価されることはない。

以上の理は、東京地裁平成13年10月22日判決・判例時報179号103頁も、「不出来な橋を非難するというのは、とりもなおさず、そのような不出来な橋の建設に関わった人々を非難する趣旨と理解するのが通常である」と判示し、肯認しているところである。

したがって、本件掲示事実は、本件第2発言後半部分の前後の文脈等——かつてフランス語はひとつのファッショントリビュートとしてやっていた(今はそうではない)旨、日本の教育には歪みが現れており、日本の大

学はほとんど形骸化している旨、その中で、西澤学長を中心に首都大学

東京の設立構想に関してすばらしい議論をしているが、これに対し非常に抵抗がある旨、上記構想に抵抗し、反対のための反対をしているのが、受講者が1人もいないフランス語教員ら本当に保守的、退歩的な人たちであり、同教員らは、数を數えられず国際語として失格していくフランス語のようなものにしがみついている旨の発言等——を考慮するならば、講座に受講者が1人もいないのは当該講座設営に関わる教員の人的要因に起因するものであるとして、否定的に受け止められるのが通常である。

(ウ) 本件第2発言前半部分、本件第1発言後半部分及び本件第3発言は、本件摘示事実を基礎としての意見ないし論評の表明であるから、その内容自体に、具体性を欠くところが若干あるのは致し方のことである。しかしだからといって、被摘示者の社会的評価を低下させることができないとは言えない。

例えば、①甲知事は業者乙から公共工事発注の見返りに多額の金銭を受け取ったとの発言は、具体的な事実の摘示であり、②甲知事は業者と懲着しているとの発言は、抽象的な事実の摘示であり、③甲知事は知事として失格であり辞任すべきであるとの発言は、意見ないし論評の表明であると一応分類することができる。そして、②及び③は、合わせて論評と呼ぶことができるが(瀬川信久「新聞記事が意見を公表したときの、名誉毀損の成否」判例タイムズ871号60頁参照)，その内容に、具体性に欠けるところが若干あるとしても、だからといって、②ないし③が甲知事の社会的評価を低下させることができないとは言えない。②ないし③が具体的摘示事実を基礎としていれば尚更である。

そして何よりも、意見ないし論評の表明について、その内容が具体性を欠くというような理由で、社会的評価の低下を否定するならば、多くの意見ないし論評の表明については名誉毀損が成立しえないことになる

が、これは、「問題とされる表現が、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させるものであれば、これが事実を摘示するものであるか、又は意見ないし論評を表明するものであるかを問わず、成立し得るものである」とする判例（前掲最高裁判所平成9年9月9日第三小法廷判決）に真っ向から反することになる。

前述したとおり、本件第1発言後半部分ないし本件第3発言は、本件摘示事実を基礎としての意見ないし論評の表明である。したがって、その内容に若干具体性に欠けるところがあったとしても、だからといって被摘示者の社会的評価を低下させないと言うことはできないものである。

(イ) 本件第2発言後半部分がいう都立大学に8人いるフランス語教員が具体的に誰を指すかについては、全国大学職員録（甲48）等により容易に特定することが可能である。

上記の程度では対象者の特定性に欠けるとすることは、前掲最高裁平成15年10月16日第一小法廷判決が「所沢市内において各種野菜を生産する上告人ら」について名誉毀損の成立を認め、また、東京地裁平成18年9月28日判決・判例タイムズ1250号228頁が「実名が記載されていなくとも、記事の記載内容から、当該対象者の属性等について一定の知識、情報を有している者らによって、対象者の特定がなされる可能性があり、さらに、これらの者から、特定された対象者が不特定多数の第三者に伝播する可能性があれば、名誉毀損における対象者の特定については十分である」と判示していることとも背馳することになり、首肯しえないというべきである。

(オ) 「他人の社会的評価を低下させるものである」との要件は、名誉毀損が成立するための請求原因であり、「人身攻撃に及ぶなど意見ないし論

評としての域を逸脱したもの」であるとの要件は、意見ないし論評の前提としている事実の重要な部分について真実であることの証明（抗弁）が成り立つ場合の再抗弁事由である（前掲最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決参照）。

しかも、前者の要件は、一般人の普通の注意と理解の仕方とを基準として判断されるものであり、一方、後者の要件は、内容の揶揄、愚弄、嘲笑ないし蔑視の程度、方法の執拗性、意見ないし論評の対象の性質（対象者の活動か、対象者の属性か等）、対象者の社会的活動の範囲（公人性）等を基準として判断されるものであって、両者は互いに判断基準を異にしていると言える。

したがって、後者の再抗弁事由に該当する事実がないことをもって、前者の請求原因該当性の消極的判断に置き換えることはできないというべきである。そしてまた、意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であるとの証明があったとはいえず、行為者においてこの事実を真実と信ずるについて相当の理由があったともいえない以上（抗弁不成立）、たとえ人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでないとしても、名誉毀損行為の違法性ないし故意又は過失が否定されることはないというべきである。

- (5) そうすると、原審が、以上述べたところと異なる見解に立って、本件第1発言後半部分ないし本件第3発言につき、申立人（控訴人）らの社会的評価を低下させるとまではいえないとし、あるいは違法性を看過した判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

- 4 よって、原判決は、破棄を免れないというべきである。

以上